

令和6年(2024年)8月9日  
米 原 市

## 伊吹地先における民有地内の堆積土砂等の撤去および生活再建支援に係る基本方針

令和6年7月1日の豪雨により発生した土砂災害は、その後も繰り返し発生し、地域住民の命と財産が脅かされる、一刻を争う緊急事態に直面しています。

滋賀県および米原市では復旧、復興に向けた緊急対策を進めていますが、今後の台風等の大雨によっては予断を許さない状況が続く見込みであり、被災地域の早期復旧と被災された皆様の生活再建を支援するため、以下の取組を実施します。

### 1 民有地内の堆積土砂等の撤去について

民有地内（居宅内等を除く。）に流れ込んだ岩石や土砂について、土地所有者等からの申出に基づき市が撤去を行います。

また、居宅内等を含む民有地内に堆積した土砂等を土地所有者等が事業者に依頼して撤去された場合、その費用を補助します。

さらに、自治会等やボランティアによる撤去作業により、道路等に集積された土砂は、市が撤去します。

### 2 生活再建支援について

相次ぐ土砂災害により被災された皆さんは、生活基盤や住環境において大きな被害を受けられており、心理的な不安も大きいことから、市では、被災された皆さんが一日も早く安定した生活を再建するとともに、地域コミュニティの活力低下を防止し、地域の維持発展を図るため、被災者の生活再建および被災自治会の再建活動を支援するための支援金を交付します。

### 3 お問い合わせ

米原市 政策推進部 防災危機管理課

電話番号 : 0749-53-5161

ファックス : 0749-53-5149

# 伊吹地先土砂災害復旧支援事業

対象期間：令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

事業名称	土砂撤去事業	土砂等撤去補助金交付事業		被災者生活再建・被災自治会再建活動支援金交付事業	
趣 旨	住宅敷地内（居室内等を除く）に堆積した土砂を申出に基づき撤去	住宅敷地内（居室内等を含む）に堆積した土砂を事業者へ依頼した撤去費用を補助	自治会が管理する土地等に堆積した土砂を事業者へ依頼した撤去費用を補助	生活再建のため支援金を交付	再建活動のための支援金を交付
対 象 者	被災者	被災者	自治会	被災者	自治会
実施主体	市	被災者	自治会	—	—
交付額等	—	補助率3/4 （上限額150万円）		土砂堆積 5万円 床下浸水 10万円 床上浸水 25万円 中規模半壊・半壊 35万円 大規模半壊 50万円 全壊・解体 100万円 （金額は、米原市被災者生活再建・被災自治会再建活動支援金交付要綱を参考）	10万円／発災回数当たり  （金額は、米原市被災者生活再建・被災自治会再建活動支援金交付要綱を参考）
予算額	780万円	675万円		310万円	